

午後 1 時 2 9 分開会

【事務局（宮内都市計画課長）】　　まだお見えになられていない委員の方がいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから第 1 9 4 回東京都都市計画審議会を開催させていただきます。

現在、2 4 名の委員にご出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

では、お手元に、「第 1 9 4 回東京都都市計画審議会資料一覧」をお配りしておりますので、配付資料のご確認をお願いいたします。

初めに、「議案一覧表」。

次に、薄茶色の表紙の冊子で「議案・資料」。

次に、桃色の表紙の冊子で「議案・資料 別冊 委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」。

最後に、クリーム色の表紙の冊子で「議案・資料 別冊 意見書の要旨」。

本日お配りいたしました資料は以上でございます。

それでは、近藤会長、よろしくお願いいたします。

【近藤議長】　　本日は、ご多忙のところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

初めに、本日の審議会は、当審議会運営規則第 1 1 条に基づきまして、会議を公開で行いますので、傍聴者及び報道関係者の入室を認めております。ご了承をお願いいたしたいと思ひます。

次に、傍聴者の皆様に申し上げます。当審議会の会議を傍聴する際は、「東京都都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」に規定されております規定を守られるよう、お願い申し上げます。

次に、委員の異動につきましてご報告いたします。お手元に桃色の表紙の「議案・資料 別冊 委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」の 1 ページをお開き願ひます。そこに委員の異動報告が記載してございます。今回新しく委員になられました 2 名の方をご紹介申し上げます。

議席番号 5 番、農林水産省関東農政局長、宮坂亘委員でございます。本日はご都合により、代理の方にご出席いただいております。

それから議席番号 2 4 番、警視総監、樋口建史委員でございます。本日はご都合により

代理の方にご出席いただいております。なお、議席につきましては東京都都市計画審議会運営規則第4条の規定に基づきまして、2ページに記載してございます委員名簿のとおりといたしますので、ご了承願います。

それでは、これより審議に入ります。本審議会におきましては、限られた時間の中で、十分にご審議をいただきたいと存じますので、議事の進行等につきましてご協力をお願い申し上げます。

説明の幹事さんに申し上げます。各案件の説明及び答弁に当たりましては、簡潔かつ要領よく行うようお願いいたします。また、委員の皆様方におかれましても、ご質問、ご意見はできる限り簡明にさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、ご発言の際は、議席番号をお示しくくださるようお願いいたします。

【近藤議長】 それでは、日程に入りたいと思います。

日程第1といたしまして、議第7059号を議題に供します。

石川幹事の説明をお願いいたします。

【石川幹事】 議第7059号、東村山都市計画道路3・4・35号東村山所沢線の新規追加に関する案件についてご説明します。資料は薄茶色表紙の「議案・資料」7ページから11ページをご参照ください。

初めに、「議案・資料」8ページの位置図とあわせて、画面上の航空写真をご参照ください。

今回、新たに都市計画道路の追加を予定している箇所は、西武新宿線東村山駅の北東部約1.5キロメートルに位置し、東京都東村山市久米川町1丁目地内の東村山都市計画道路3・4・11号保谷東村山線を起点として、埼玉県との都県境を終点とする、約720メートルの区間でございます。

多摩地域では、都市間の連携を強化し、都県間における人やものの流れを円滑化する観点から、都県をまたがる道路ネットワークの形成が必要であります。

現在、埼玉県は、所沢市内において、埼玉県西部の広域的な幹線道路である所沢都市計画道路3・3・1号飯能所沢線の整備を進めています。しかし、同路線は都県境において東京都東村山市側に接続する都市計画道路がない状況にあります。

そのため、埼玉県所沢市と隣接する本地域は、所沢街道などの周辺道路で慢性的な交通渋滞が発生するとともに、生活道路に通過交通が進入している等、交通状況について課題

を抱えております。

こうした中で、平成１２年７月に策定された「東村山市都市計画マスタープラン」において、飯能所沢線の受け入れが位置づけられ、また、平成１８年４月に策定した「多摩地域における都市計画道路の整備方針」に「都県境を越える道路網の拡充」として、飯能所沢線の延伸の検討が定められ、これまで検討してきたところであります。

都県境を越えた道路ネットワークを形成し交通の円滑化を図るとともに、健全な市街地の発展に寄与するため、新たに本路線を追加します。

続きまして、本路線の諸元についてご説明いたします。「議案・資料」の９ページの計画図をご参照ください。

本路線は、延長約７２０メートル、幅員１８メートルから４２メートル、２車線の新規の都市計画道路であり、東村山都市計画道路３・４・１１号保谷東村山線を起点として、多摩地域の広域幹線道路である東村山都市計画道路３・３・８号府中所沢線と平面交差し、西部新宿線とアンダーパス形式により立体交差した後、終点である都県境において、所沢都市計画道路３・３・１号飯能所沢線と接続します。東村山都市計画道路３・３・８号府中所沢線から都県境までの区間は、西武新宿線の下を通過するため本線が下がることから、沿道利用と交差道路のアクセスを目的として、本線の両側に側道を設置します。

なお、本路線の事業主体は東京都建設局になります。

また、本路線の事業化の時期につきましては、３・３・８号府中所沢線や、３・４・１１号保谷東村山線など、周辺道路の事業化の状況を見きわめながら、検討してまいります。

次に、意見書についてご説明させていただきます。お手元にあるクリーム色表紙の「意見書の要旨」の１ページをお開きください。

本計画案を平成２３年７月２７日から２週間縦覧に供したところ、１８通の意見書が提出されました。その内訳は、反対意見に関するものが１７通、その他の意見が１通でございます。反対意見に関するものは、１ページから１５ページに記載しております。

このうち、都市計画に関する意見は１ページから１３ページに記載しており、都市計画手続や住民説明、道路の必要性、道路構造、地域分断、環境、事業効果等に関する意見が出されています。これらの意見に対する東京都の見解といたしまして、１ページの（１）から（３）の都市計画手続や、２ページの（４）から５ページの（２５）の住民説明に関する意見については、都市計画法に基づき、適切に手続を行っており、説明会では都市計画素案をわかりやすく説明し、質疑応答を行っています。さらに、説明会後の個別の問い

合わせにも適切に対応しております。

また、6ページの(26)から8ページの(45)の道路の必要性に関する意見は、本路線の整備により、周辺の道路ネットワークの形成が図られることで、「都県間における人やモノの動きの円滑化による都市間連携の強化」、「所沢街道など周辺道路の緩和」、「生活道路に進入する通過交通の排除による良好な居住空間の確保」、「地域の防災性や安全性の向上」など様々な効果が発現されるため、本路線は必要と考えております。

また、8ページの(46)から9ページの(54)の道路構造に関する意見については、地形的な条件や交通量推計等の観点から、本計画案が適切であると考えております。

また、9ページの(55)から(58)の計画道路の整備が地域分断につながるという意見については、本計画案は東村山市からの要望に基づき、交差する2本の市道の交通機能確保するとともに、3・3・8号府中所沢線などの主要な交差点に横断歩道を設けることで南北間の地域の移動を確保しています。さらに本路線が西武新宿線と立体交差することにより、これまで行き来が難しかった東西間の交通動線が新たに確保され、地域間の交流がさらに活発になることが期待されます。そのため、地域のコミュニティーが大きく分断されることはありません。

また、10ページの(59)から11ページの(69)の計画道路の整備による環境悪化を心配する意見については、本計画案は環境影響評価法や東京都環境影響評価条例の適用要件に該当しないことから、法あるいは条例に基づく調査、予測等は実施しませんが、事業実施に当たっては、低騒音舗装を行うなど可能な限り沿道環境に配慮します。

また、11ページの(70)から13ページの(85)の事業効果に関する意見については、本路線が「所沢街道など周辺道路の渋滞緩和」、「生活道路に進入する通過交通の排除による良好な居住空間の確保」などの効果に加え、東日本大震災から得た教訓を生かし、高度な防災都市の実現を図るために災害時の避難経路や支援物資の輸送路などとして機能することで、「地域の防災性や安全性の向上」の観点からも地域にとって大きな効果が期待されると考えております。

次に、事業施行に関する意見として、14ページから15ページに記載しているとおり、事業時期、用地補償に関する意見が出されています。

14ページの(1)の事業時期については、先ほど申し上げましたとおり、本路線の事業化の時期につきましては、3・3・8号府中所沢線や3・4・11号保谷東村山線など、周辺道路の事業化の状況を見きわめながら、検討してまいります。

また、14ページの(2)から15ページの(10)の事業用地の取得に当たっては、適正な補償を行うとともに、事業実施段階で説明会を行うなど、引き続ききめ細かな対応を行います。

このほかに、その他の意見として、15ページから16ページに住民説明、用地補償に関する意見などが寄せられています。

以上で、説明を終わります。

【近藤議長】 ありがとうございました。

日程第1につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお伺いいたします。

ご質問、ご意見がないようでございますので、日程第1、議第7059号、東村山都市計画道路の案件につきまして、採決いたしたいと思います。本案について賛成の方は挙手をお願いします。

〔 賛成者挙手 〕

【近藤議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本件は原案どおり決定いたしました。

【近藤議長】 次に、日程第2といたしまして、議第7060号を議題に供します。

石川幹事さん、説明をお願いします。

【石川幹事】 議第7060号、東京都市計画下水道 東京都公共下水道 芝浦水再生センターの変更に係る案件について、ご説明申し上げます。お手元の薄茶色表紙の冊子の「議案・資料」13ページから22ページをご参照ください。

この案件は、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」にある優先整備地区である「芝浦水再生センター地区」において、魅力と活力にあふれたまちづくりを実現するため、港区決定の「港南一丁目地区地区計画」の中で、下水道施設以外の用途に位置づける区域の決定に合わせて、下水道施設の立体的な範囲を定めるものでございます。

薄茶色表紙「議案・資料」14ページの位置図をごらんください。

芝浦水再生センターは、港区港南一丁目及び三丁目地内に位置し、品川駅、田町駅にも近く、補助第146号線、補助第123号線及び補助第16号線に面し、高浜運河に接しています。計画地周辺の土地利用状況につきましては、画面上の航空写真をごらんください。

昭和25年に下水道施設として当初の都市計画決定を行っており、処理区域として千代

田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区については大部分、及び品川区、文京区、目黒区、世田谷区、豊島区については、その一部の地域の下水を処理しています。

薄茶色表紙「議案・資料」の１５ページから１６ページの計画図をごらんください。「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」では、芝浦水再生センター地区について、優先整備地区の一つとして、主要な風の道への配慮など、環境モデル都市形成の中核的な役割を担う拠点として、位置づけております。

また、地区の中心となる芝浦水再生センターについては、昭和６年に供用開始してから約８０年が経過し、老朽化による施設の更新や高浜運河などの公共用水域の水質改善など、大規模な再構築が必要になっております。

今回、再構築の一環として、中央処理施設西側の雨天時貯留施設について、平成２０年３月に事業認可を受け、今年度から再構築の事業着手が予定されており、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」に沿った市街地の形成を誘導するため、港区が、地区計画、地区整備計画を定め、それに合わせて下水道施設に立体的な範囲を定めるものでございます。

参考として、港区決定の地区計画について、薄茶色表紙「議案・資料」２１ページから２２ページの計画図をごらんください。

区域面積は約２２．５ヘクタールで、下水道施設の段階的再構築と整合を図りつつ、「風の道」の確保や、緑豊かなオープンスペースの形成等による魅力と活力にあふれたまちづくりを推進することとしております。

地区整備計画は、約５ヘクタールの区域について決定し、広場や公共空地などの地区施設や建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限等を定めています。

薄茶色表紙「議案・資料」１７ページの参考図をごらんください。地区施設として定める広場のイメージパースでございます。

以上、地区計画の決定に合わせて、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」に沿った魅力と活力にあふれたまちづくりを実現するため、地区整備計画において広場や公共空地の地区施設等を定め、これに合わせ、この地区整備計画の対象となる約４万９,５００平方メートルの区域について、下水道施設の立体的な範囲を定めるものでございます。

なお、本案件を平成２３年７月２７日から２週間縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

【近藤議長】 ありがとうございました。

日程第2につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお伺いいたします。

きたしろ委員。

【きたしろ委員】 品川駅周辺というのは港区にあるわけでした、私の地元でございますので、一つ質問をさせていただきたいと思います。

品川駅周辺地域は、都心はもとより国内外への主要都市へのアクセスにも優れており、東京の南の玄関口として一層の発展が期待されているところです。そしてまた、リニアの発着もこの品川駅というふうに聞いております。

今回、下水道の都市計画を決定する芝浦水再生センター地区では、老朽化した下水道施設の再構築に合わせ、下水道施設の一部を利用した大規模なオフィスビルを建築し、品川駅周辺にふさわしいまちづくりを行うと聞いております。下水道の都市計画では立体都市計画を定めるとのことですが、立体都市計画を用いる目的と、芝浦水再生センターの地区のまちづくりを今後どのように進めていくのかお伺いをいたします。

【近藤議長】 石川幹事。

【石川幹事】 品川駅周辺地域は、東京の都市づくりビジョンにおいて、東京の経済活力などを支える新拠点として位置づけられており、平成19年に策定した「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」で優先整備地区の一つとして定め、駅前にふさわしい高度利用を図るほか、「風の道」の確保や、水と緑のネットワークの形成、魅力ある水辺空間の実現など、環境に配慮したまちづくりを進めることとしております。一方、芝浦水再生センターは、都心区域の下水を処理する重要な施設であり、限られた敷地で効率的な土地利用を図るため、下水道施設の機能を確保しながら、上部のまちづくりを推進するよう、下水道の都市計画に立体的な範囲を定めるものでございます。今後のまちづくりについては、下水道施設の再構築に当たり、ガイドラインで示したような土地利用や「風の道」の確保など、地区全体の方針を港区決定の地区計画で決定いたします。

この地区計画のうち、今回事業を進める約5ヘクタールの区域に建築物の用途の制限や緑のオープンスペースなどの地区施設、「風の道」の確保のための壁面の位置の制限など、具体的な内容を地区整備計画に定め、下水道施設上部を恒久的にまちづくりに利用できるよう、下水道の都市計画に立体的な範囲を定めます。

さらに今回、地区整備計画をかけない区域につきましても、今後段階的な下水道の再構築に合わせ、順次地区の方針を具体化する地区整備計画と整合を図りながら、下水道の立

体的な範囲を定めることにより、本地区において環境に配慮した魅力と活力にあふれたまちづくりを進めてまいります。

【近藤議長】 きたしろ委員。

【きたしろ委員】 私自身も区議会から都議会として、水と緑の都、環境に優しいガーデンシティ東京をつくろうという政治テーマを持って動いておりますけれども、この立体都市計画というお話はわかりました。品川駅周辺にはかつて、舟運による物流のかなめとして重要な役割を担った多くの運河があるわけです。まちづくりを進めていく上で、これら運河の資源を生かしていくことはほんとうに大事なことだと思います。残念ながら今は、大雨が降ったときに高浜運河等に放流される下水については、^{なま}生が出てくるときがあるというふうに聞いております。地元からは対策を求める声もあり、水質は十分ではございません。私は、不十分だと思っております。下水道施設の再構築においては、高浜運河等の水質改善が重要だと考えます。そこで、今回の再構築に当たり、高浜運河等の水質改善に向けた具体的な取り組み内容をお伺いをいたします。

【近藤議長】 石川幹事。

【石川幹事】 「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」でも、環境に配慮したまちづくりとして魅力ある水辺空間を実現することとしており、水辺を活気あるものとするための方策として、運河の水質改善を挙げております。高浜運河の水質改善に向けた具体的な取り組み内容としては、芝浦水再生センターの再構築に合わせ、降雨初期の、汚れた下水を貯留し処理するための雨天時貯留池の増設や、窒素、リンを除去する高度処理の導入などを進めることとしております。下水道局では、貯留池については既に約1万9,000立方メートルが稼働しており、今回建設するビルの地下にさらに約7万6,000立方メートルを平成26年度までに整備する計画であり、芝浦水再生センター全体で整備する計画の約3割に相当する貯留池を整備し、その後も下水道施設の再構築に合わせ、貯留池のさらなる増設や、高度処理施設の整備などを行うとしております。このことにより、雨天時に放流される汚濁物質の削減は実現していきますが、都市整備局においても魅力ある水辺空間の実現に向けて、早期に高浜運河などの水質改善を推進するよう、下水道局に働きかけてまいります。

【近藤議長】 きたしろ委員。

【きたしろ委員】 今、都市整備局からすばらしいお答えをいただいたわけですが、運河というものはやはり水質というのが大切なことだと思っております。今回の計画

では、上部ビルの地下に芝浦水再生センター地区で整備する雨天時貯留池の3割を整備するとのこと。このビルは、国内で最高水準の環境モデルビルになると聞いております。過日行われた都市計画説明会に私も参加をいたしましたけれども、住民の方々は本計画に大きな期待を寄せるとともに、高浜運河の水質についても、上部ビル同様に最高水準になることを望んでいることを改めて実感をしたところです。1日も早く、着実に運河の水質を改善することで、真に魅力ある水辺空間、水辺に活気のあるまちづくりを推進するようお願いをして、私の質問を終わります。

【近藤議長】 ほかに、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでございますので、日程第2、議第7060号、東京都市計画下水道の案件につきまして採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【近藤議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【近藤議長】 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様にはご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

なお、議事録には私のほか、波多野委員にもご署名をお願いしたいと思います。

【波多野委員】 はい。

【近藤議長】 よろしく願いいたします。

これをもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後1時53分閉会

※本稿は、後日発行される議事録の未確定版です。